

令和元年 10 月 11 日
住宅局 建築指導課**台風 19 号の影響による令和元年一級建築士試験「設計製図の試験」の実施について
(令和元年 10 月 11 日 17 時 00 分時点)****～北海道地方・東北地方・関東地方・中部地方で 2 時間繰り下げての実施を決定しました～**

10 月 13 日(日)実施予定の令和元年一級建築士試験「設計製図の試験」につきましては、台風 19 号の影響により、一部地域で中止する可能性があります。

現時点で中止を決定している地域はありませんが、中止する場合は 10 月 13 日(日) 8 時に(公財)建築技術教育普及センターのホームページ(以下赤字)にその旨公表いたします。

仮に一部地域で中止となった場合の再試験のスケジュール等については、後日、同センターのホームページに関連情報を掲載するとともに、対象の受験者にはがきにて通知予定です。

中止をしない場合でも、台風 19 号の影響を踏まえ、以下の地域においては、試験の開始時間を 2 時間繰り下げて 13 時から実施する予定です。

また、試験が中止にならず、10 月 13 日(日)に実施された場合であっても、台風 19 号の影響を理由とする欠席については、再試験の機会を準備する予定としておりますので、各地域の状況等を踏まえ、安全の確保を最優先して、受験についてのご判断を頂くようお願いいたします。

なお、上述の「台風 19 号の影響を理由とする欠席」となった方の再試験に関する情報等についても、後日、同センターのホームページに関連情報を掲載する予定です。

< 2 時間繰り下げて 13 時から実施する予定の地域 >

- ・北海道地方 (北海道)
- ・東北地方 (青森県・岩手県・秋田県・宮城県・山形県・福島県)
- ・関東地方 (茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県)
- ・中部地方 (新潟県・富山県・石川県・福井県・山梨県・長野県・岐阜県・静岡県・愛知県・三重県)

※ 現時点では、上記以外の都道府県では予定通り 11 時から実施予定です。

(令和元年 10 月 11 日 17 時 00 分時点)

**最新の情報は、(公財)建築技術教育普及センターのホームページ
(URL <https://www.jaeic.or.jp/>)に随時掲載いたしますのでご確認ください。**

一級建築士試験は、建築士法第 13 条及び第 15 条の 2 の規定に基づき、国土交通大臣の指定試験機関である(公財)建築技術教育普及センター(理事長 井上 勝徳)が実施しています。

【令和元年一級建築士試験「設計製図の試験」の実施に関する問い合わせ先】

(公財)建築技術教育普及センター 業務部 「一級建築士試験」担当

TEL : 03-6261-3310 (代表)

【問い合わせ先】

※ 試験の実施(試験の中止等に係る判断及び再試験の実施予定等も含む)に関するお問い合わせは、(公財)建築技術教育普及センター (TEL : 03-6261-3310 (代表)) にお問い合わせください。

国土交通省 住宅局 建築指導課 課長補佐 伊東、資格検定係長 中島

TEL 03-5253-8111 (内線 39-519、39-542)、03-5253-8513 (直通)

FAX 03-5253-1630